

リフォーム工事  
工事請負契約書

印紙貼付欄

工事名称

工事場所

工期 日より まで

注文者名

様

印

TEL

住所

TEL

請負者名

株式会社 滋賀コンストラクション

印

TEL 0748-24-0024

代表者

代表取締役 嶋澤 徹也

FAX 0748-24-0014

住所

東近江市瓜生津町1190

担当者名

嶋澤 徹也

緊急連絡先 090-2384-8010

## 1.請負金額

金 ￥ 円 (税込)

(内消費税相当額 ￥ 円含む)

## 2.工事内訳

工事項目	摘要(仕様)	数量	単価	小計
1				
2				
3				
4				
5				
工事価格合計(税抜き)				0
取引に係る消費税等				
合計(税込み)				0

## ■請負条件:

本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合があります。その都度、御見積を掲示させていただき御了承後の工事といたします。

## ■添付書類: 工事内容を補足するため次の書類を添付いたします。

## 3.支払方法

日付

この契約成立の時

￥ 円 (税込)

部分払

第一回 ￥ 円 (税込)

第二回 ￥ 円 (税込)

完成引渡しの時

￥ 円 (税込)

但し、完成引渡し時は追加・変更工事を御精算した金額とする。

注文者

と請負者株式会社滋賀コンストラクションは

この契約書に従い明細の通り住宅改修工事契約を締結する。

▼この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する。  
※この書類は大切に保管してください。

住宅リフォーム工事  
請負契約約款

(総則)

第1条 注文者と請負者は、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

- 2 この契約書及び、添付の書類にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払いを完了する。

(打ち合わせどおりの工事が困難な場合)

第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

第3条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、誇示の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

第4条 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡する事または継承させる事はできない。

- 2 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品を含む)・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

第5条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

第6条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。

- 2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後速やかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
- 3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

第7条 施工の為、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議が生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決あたる。

- 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。  
なお、注文者の責に帰する事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(不可抗力による損害)

第8条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれもその責を記する事のできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

- 2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

第9条 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

追加、変更工事金額は完成引渡時の御精算にての支払いとする。

- 2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
- 3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

(補則・個人情報の取り扱い)

第10条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

第11条 注文者は、この契約が請負者の総合的な監督の下、個人情報の一部をこの契約の履行及び請負者の工事完成物件としての広告等への記載、また工事完了後のアフターメンテナンス等において必要な範囲内に限り利用されることを承諾するものとする。